

令和8年度幼稚園・認定こども園・保育所等における県産有機農産物等理解醸成支援事業
公募要領

1 目的

県産有機農産物等の理解醸成を促すためには、将来世代が県産有機農産物等の特長や環境負荷の少ない農業の価値への理解を深めることが重要である。幼少時から有機農産物等の価値に触れ、県産有機農産物等や環境負荷の少ない農業への理解を深める取組にかかる経費を支援する委託事業の事業実施主体を公募するにあたって必要な事項を定める。

2 事業の概要

(1) 事業内容等

本事業の事業内容、対象経費、実施基準等は下表のとおりです。

事業内容	幼少時から有機農産物等の価値に触れ、県産有機農産物等や環境負荷の少ない農業への理解を深めるモデルの構築に要する経費を支援
対象経費	委託対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。 なお、詳細は別紙を参照すること。 (1) 学習機会の提供に要する経費 県産有機農産物等や環境負荷の少ない農業に関する学習機会を園児を対象に提供するための経費 ア 講話にかかる経費（例：資料作成経費、報償費、見本農産物経費等） イ 産地学習会にかかる経費（例：バス借上代、見本農産物経費等） ウ 教育・保育施設内での栽培体験にかかる経費 エ 調理または加工体験にかかる経費 (2) 有機農産物等の食事機会の提供 ア 教育・保育施設における給食への有機農産物等の提供に要する経費 イ 保護者に向けた有機農産物等を購入する機会の提供に要する経費 (3) その他 上記取り組みに係る必要な経費
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) 農地所有適格法人 (3) 生産者グループ（実施基準2のアに掲げる農産物を生産している者を1戸以上、もしくは同実施基準2のイからエに掲げる農産物を生産している者を3戸以上含むこと。） (4) 食品流通事業者 (5) その他、事業を遂行する能力を有していると知事が認める者
委託金額	1モデルあたり70千円
募集枠	10モデル程度

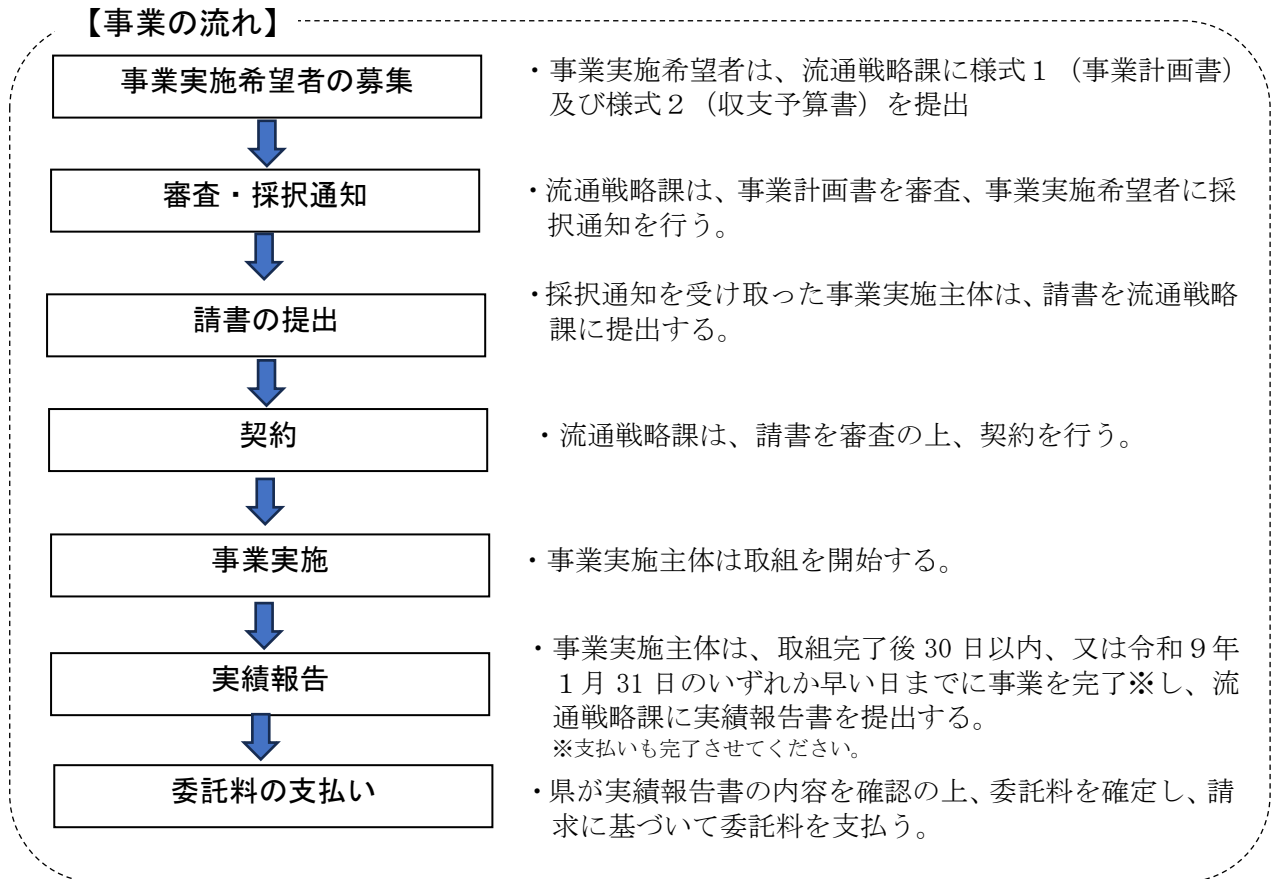
<p>委託対象 期間</p>	<p>1年間（委託契日から令和9年1月31日まで）</p>
<p>実施基準</p>	<p>1 次の(1)及び(2)の取組により、幼少時から有機農産物等の価値に触れ、県産有機農産物等や環境負荷の少ない農業への理解が深まることが見込まれること。 なお、教育・保育施設は、この学習機会に保護者も参加できるように努めるものとする。</p> <p>(1) 学習機会の提供 ア 講話 イ 産地学習会 ウ 教育・保育施設内での栽培体験 エ 調理または加工体験</p> <p>(2) 有機農産物等の食事機会の提供 ア 教育・保育施設における給食への有機農産物等の供給 イ 保護者に向けた有機農産物等を購入する機会の提供</p> <p>2 対象とする県産有機農産物は、有機農業の推進に関する法律第2条の定義に合致する生産方法によるもので、かつ次のいずれかに該当する農産物とする。 ア 県内で生産された有機 JAS 認証（転換期間中を含む。）を受けている農産物 イ 環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となる県内農地で生産された農産物 ウ 兵庫県認証食品のうちひょうご安心ブランド農産物 エ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（改正平成19年3月23日18消安第14413号）に沿った表示がなされている県産農産物</p> <p>3 連携する教育・保育施設を確保し、事業実施に当たり自ら必要な調整を行うこと。</p> <p>4 採択された場合には、事業内容が公表されることを関係者に了承を得た上で応募すること。</p> <p>5 実績報告に添付する活動の様子がわかる写真については、県施策の推進を目的とした県作成資料への転載が可能（保護者承諾済み）なものとする。</p> <p>6 実施内容は、既存の取組のみではなく、本事業を契機として新たに取り組む内容を含むこと。</p> <p>7 同一事業実施主体が複数のモデル事業を実施することを可能とする。</p>

(2) 審査項目

- ア 推進体制
- イ 学習機会の取組状況
- ウ 有機農産物等の食事機会の取組状況
- エ 未就学児の理解醸成に係る取組状況

(3) 事業スキーム

兵庫県が事業実施主体を公募し、事業計画書の書面審査を経て採択者を決定します。採択後、実施計画書の承認、請書の提出、契約を行います。



3 応募方法

(1) 募集期間

令和8年5月20日（水）～6月22日（月）まで

(2) 提出書類

様式番号	内容	提出部数
様式1	事業計画書 〔複数の団体等が共同で事業を行う場合は、いずれかを代表事業実施主体とし、当該事業実施主体が応募すること。〕	1部
様式2	収支予算書	1部
—	定款・規約、役員名簿等応募団体の概要がわかる書類※ 〔複数の団体等が共同で事業を実施する場合は、それぞれの団体等の概要がわかる書類を提出すること。〕	1部

※応募者が農業協同組合の場合は必要なし。

(3) 提出先・方法

〔提出先〕兵庫県 農林水産部 流通戦略課 ブランド戦略班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 8 階

TEL 078-362-3486 メールアドレス ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

〔提出方法〕メールにより提出願います。

4 審査・採択決定

書類審査により採択の可否を決定し、採択結果（採択／不採択）については、文書で通知します。

なお、審査の経過等についての問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

5 留意事項

本事業により補助を受ける内容と同一の内容で、国・県・市町等から重複して助成を受けることはできません。当該事実が判明した場合は、契約の取消し、又は委託料の返還を求めます。

(別紙)

目的	費目	内容	留意事項
1 学習機会の提供 ア 講話 イ 産地学習会 ウ 教育・保育施設内での栽培体験にかかる経費 エ 調理または加工体験にかかる経費	謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	
	教材費	・事業を実施するために必要な教材に係る経費	・汎用性の高い備品（パソコン、カメラ等）は対象外とする。
	バス借上料	・事業を実施するために必要なバスの借り上げに係る経費	
	2 有機農産物等の食事機会の提供 ア 教育・保育施設における給食への有機農産物等の提供に要する経費 イ 保護者に向けた有機農産物等を購入する機会の提供に要する経費	食材費	・事業を実施するために必要な食材費
	配送料	・事業を実施するために必要な資材の配送経費	
	消耗品費	・事業を実施するために必要な物品の購入に要する経費	・事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの）の購入に要する経費
	販売促進費	・園児やその保護者に直接 PR するための取組に必要な経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
2 園児等の理解醸成		・事業を実施するために必要な PR 資材の作成、生産者の派遣等に係る経費	・園児やその保護者に直接 PR するための取組に必要な経費
3 その他	旅費	・事業を実施するために必要な打合せ等の実施に必要な経費	・事業を行うために必要な交通費（実費）
	会議費	・事業を実施するために必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業（産地学習会等）を行うために必要な会場借料。ただし、茶菓料（お茶代）は対象としない。
	その他	・事業推進に直接必要な経費で、兵庫県が特に認めるもの	

(様式1)

令和 年度幼稚園・認定こども園・保育所等における県産有機農産物等理解醸成支援事業
事業計画書（変更計画書）

令和 年 月 日

兵庫県知事様

団体名
代表者名
住所
電話番号
E-mailアドレス

幼稚園・認定こども園・保育所等における県産有機農産物等理解醸成支援事業実施要領（令和8年4月14日付け流第1068号）第8の規定に基づき、関係書類を添えて別記のとおり提出します。

[添付書類]

- ・収支予算書（様式2）
- ・応募者の概要が分かる資料（定款、規約、組織図、名簿、活動報告等）
- ・その他、必要と認められるもの

1 応募者の概要

※該当しない箇所は記載不要

名 称			
所在地	〒		
代表者			
設 立	昭和・平成・令和 年 月 日設立		
法 人 格	あり（昭和・平成・令和 年 月取得）・なし		
構成員数	名		
活動状況			
担 当 者 連 絡 先	氏 名		
	電話番号		FAX
	E-mail		

2 提案事業の概要

(1) 事業内容

ア 学習機会の提供

(ア) 実施予定時期

(イ) 実施予定場所

(ウ) 対象および参加人数(主な対象の園児の年齢)

(エ) 手法

(オ) 回数

(カ) 取り組む学習内容

※下記①～⑤のうち、いずれか1テーマ以上を選択し、学習内容の要旨を記載すること

① 有機農業や有機農産物等の特徴及び本事業において有機農産物等を提供する生産者の紹介

- ② 脱炭素や生物多様性などの環境保全と有機農業について
- ③ ほ場見学などの産地学習
- ④ 栽培や調理・加工等の体験
- ⑤ その他

イ 食事機会の提供

※下記(ア)と(イ)のうち、1つ以上を選択し、実施内容を記載すること

(ア) 給食における有機農産物等の提供（品目ごとに記載）

- ① 品目
- ② 時期および回数
- ③ 1回あたりの数量(kg)

(イ) 保護者向け有機農産物等を購入する機会の提供

- ① 品目
- ② 時期および回数
- ③ 手法

(2) 実施期間 令和 年 月 日～ 年 月 日

(3) 実施体制

(実施にあたり協力する団体や連携する教育・保育施設との関係、役割分担が分かるように記載)

ア 連携する教育・保育施設名

イ 役割分担

	名称	役割分担
応募者		
幼稚園・認定こども園・保育施設等		

(4) 事業実施により期待される効果

(5) これまでの同種の活動実績やこれからの実施予定など、参考になるものがあれば記載してください。

(6) その他参考となる特記事項があれば記載してください。

令和 年度幼稚園・認定こども園・保育所等における県産有機農産物等理解醸成支援事業
収 支 予 算 書

応募者名

1 収入の部

科 目	金額 (円)	内 訳
委託料		
自己負担金		
給食への販売収入		
保護者への販売収入		
その他		
計		

※ 科目は、委託料、自己負担金、給食への販売収入、保護者への販売収入、その他に分けて記載すること

2 支出の部

科 目	金額 (円)	内 訳
1 共通経費		
小計 (a)		
2 学習機会の提供に要する経費		
小計 (b)		
3 食事機会の提供に要する経費		
小計 (c)		
合計 (a+b+c)		

※ 収支の計は一致すること

※ 内訳には、経費の内容と金額を記入すること